

## 鹿児島市クリエイティブ人材誘致事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に移住した鹿児島市クリエイティブ人材誘致事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に規定するクリエイティブ人材（以下「クリエイティブ人材」という。）に対し、クリエイティブ人材誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の制約)

第2条 要綱第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 補助対象経費について国又は県等の補助を受ける者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(募集)

第3条 要綱による補助金の交付にあたっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

(応募方法等)

第4条 前条の公募に応募しようとする者は、募集期間内に次に掲げる応募用紙等に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送するものとする。なお、提出された書類については返却しないものとする。

- (1) クリエイティブ人材誘致事業補助金応募用紙（様式第1）
- (2) クリエイティブ人材誘致事業補助金応募用紙（様式第2）
- (3) クリエイティブ人材誘致事業補助金活動計画書（様式第3）
- (4) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第4）
- (5) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）
- (6) 住民票（法人の場合は代表者の住民票）
- (7) 直近の事業年度の確定申告書の写し（法人の場合は法人登記簿謄本、定款及び直近の事業年度の決算書）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第5条 要綱第5条第2項の規定により、補助金の交付対象者の決定を受けた者は、要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付申請を行うものとする。この場合において、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号から第3号までに掲げる書類は省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により提出した書類に記載事項等の変更があるときは、当該書類を添付して提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第14条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業実施の写真等  
(決定の取消し)

第7条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 当該年度の末日までに事業が完了しなかったとき。
- (2) 補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
- (3) 第4条の規定による応募又は第5条の規定による交付申請の内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (4) 第4条の規定による応募又は第5条の規定による交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の返還)

第8条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の交付決定が取り消された場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還しなければならない。
- 3 前2項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

(取得した財産の管理)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第6）を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の取得財産等管理台帳を規則第14条に定める実績報告書とともに提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第7）を提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、財産処分収入金報告書（様式第8）を市長に提出し、市長の請求に応じてその収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の無体財産権、書籍及びその他の財産とする。

（その他）

第11条 補助事業の実施により、補助事業者が発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「無体財産権等」という。）を取得した場合のこれら権利は、当該補助事業者に帰属するものとする。また、補助事業者が第三者の無体財産権等に損害を与えたときは、当該補助事業者が自己の責任においてこれを解決するものとし、市は一切その責めを負わないものとする。

付 則

この要領は、平成28年8月17日から施行する。